

## 浜松市発掘調査委託要領

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市埋蔵文化財発掘調査要綱の規定に基づき、浜松市教育委員会(浜松市文化財課が補助執行、以下、「委員会」という。)が発掘調査を民間企業、法人その他の組織(以下、「発掘調査組織」という。)に委託する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (委託の原則)

第2条 委員会は、発掘調査について、責任をもって必要な監督・管理(第6条において「監理」という。)を発掘調査組織に対して行う。

2 発掘調査の委託にあたっては、委員会の調査精度を確保する。

### (発掘調査組織の選定)

第3条 発掘調査組織の決定については、浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)及び業務委託・賃貸借契約マニュアル(以下「契約規則等」という。)により行う。

### (発掘調査組織との契約)

第4条 浜松市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第24条及び契約規則等により、開発事業者の種別に基づき、発掘調査組織と次のとおり契約を締結する。

- (1) 開発事業者が本市の場合、浜松市と発掘調査組織が「発掘調査業務委託契約書」(以下「契約書」という。)による契約を締結する。
- (2) 開発事業者が本市以外の場合は、浜松市が開発事業者と「発掘調査委託契約書」による契約を締結した後、浜松市と発掘調査組織が契約書による契約を締結する。

### (発掘調査の計画、手法及び基準)

第5条 浜松市が前条の規定に基づいて委託を行う際は、発掘調査の計画、手法及び基準は、浜松市発掘調査基準の規定に定めるものの他、契約書、仕様書及び実施計画書によって定める。

### (発掘調査組織への監理)

第6条 委員会は、発掘調査組織が前条の規定を遵守し、適切に業務を行うよう、常時、実地に監理する。

### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。